

原子力委員会 政策評価部会（第12回） 議事録

1. 日 時 2007年2月20日（月）13:30～15:30

2. 場 所 虎の門三井ビル2階 原子力安全委員会第1、2会議室

3. 出席者 近藤部会長、浅田（正）委員、伊藤委員、鈴木委員、田中（俊）委員、
田中（亨）委員、広瀬委員、松田委員
秋山信将 財団法人日本国際問題研究所主任研究員
内藤 香 財団法人核物質管理センター専務理事
内閣府 黒木参事官、牧野企画官、西田補佐

4. 議 題

(1) 核不拡散体制の維持・強化に関する評価報告（案）について

(2) その他

5. 配布資料

資料第1号 原子力政策大綱に示している原子力の平和利用の担保に関する基本的考
え方の妥当性の評価について（案）

資料第2号 政策評価部会「核不拡散の維持・強化の取組」についての主な質問とそ
の回答

資料第3号 原子力委員会 政策評価部会（第11回）議事録

参考資料 我が国における計量保障措置分析の現状と問題点

(近藤部会長) それでは、定刻になりましたので、第12回政策評価部会を開催させていただきます。

本日は、ご多用中にもかかわらずご出席の専門委員の皆様方及び、有識者の日本国際問題研究所の秋山信将主任研究員と核物質管理センターの内藤専務理事には感謝申し上げます。なお、浅田浄江委員からは急遽ご欠席とのご連絡をいただきましたのでご紹介申し上げます。また、オブザーバーとして外務省、文部科学省、JAEAの方々にもお出でいただいておりますこと、ご紹介申し上げます。

本支配布の資料は資料1号、2号、3号と参考資料の1枚紙です。お手元にあるかと思いますが、ご確認いただければと思います。

それでは、早速議題に入ります。本日の議題は核不拡散体制の維持強化に関する評価報告(案)の審議です。この案は前回の関係省庁からのヒアリング及びその質疑、それから、その際にいただいたご質問で十分にお答えがいただけなかったものにつきましてその後ご回答いただいたところ、これは資料第2号にまとめているところがございますが、それらを踏まえてまとめたのが資料第1号である評価書の案です。

それで、きょうはどういう順番でいしましょうか、まず、資料第2号について簡単に触れた上で、資料第1号、この前半の方は一回議論しましたので、後半の3の5ぐらいからご紹介いただいて、これについてご議論いただきましょうか。ではまず、資料の説明をよろしくお願いいたします。

(黒木参事官) それでは、事務局の方から資料の第1号、これは報告書の部会としての案でございます。それから、資料第2号が、ただいま部会長からお話ありました前回各省庁からヒアリングを行ったときの質問、簡単にはその場でお答えいただいたと思うんですけども、ご質問に対しては質問内容、回答という形で一覧表の形で用意させていただきました。

それで、説明を段取りよく行うために、資料第2号、ほとんど重要なものはこの資料第1号の報告書の方に含まれておりますので、大変恐縮ですけれども、この報告書の説明をもって質問回答と合わせて説明するという形をとらせていただければと思います。

資料第1号でございますが、まず表題が「原子力政策大綱の示している原子力の平和利用の担保に関する基本的考え方の妥当性の評価について(案)」ということで、今回平和利用の担保と核不拡散と両方やっているわけですが、平和利用の担保に関するということでその表題にしてございます。

0ページ目でございますが、今回この評価の結果第3章の中の3.5、3.6、3.7が

新たに加わったところになります。それで、前半部分は簡単にご説明したいと思います。

まず1ページ目、第1章、はじめの部分は変更がございませんので省略いたします。

3ページ目、第2章、評価作業と書いております。この部分で関係行政機関からの取組状況の把握について核不拡散にかかわる部分の取組を追加的にヒアリングした部分の関係省庁名、それから資料を記載しているということでもあります。

またページをめくっていただきまして5ページであります。5ページから第3章、評価の結果ということで具体的な内容に入ります。頭書きのところの下線を引いております⑤、⑥、⑦が今回審議いただきたい核不拡散にかかわる部分でございまして、追加いたしております。

最初に3.1が平和利用の担保というところであります。従前からご説明しておりますように、3.1.1で、最初に大綱の基本的考え方を書いておまして、その上で評価の視点。次に、3.1.2で関係行政機関の主な取組状況を記載してございます。

6ページであります、6ページは表現の明確化を図ったという形であります。

7ページであります。7ページに3.1.3、部会及び「ご意見を聴く会」に向ける協議ということで、関係行政機関の取組状況を聞いた上での議論をここで記載しております。②のところを書いておりますのは、原子炉施設の許可の基準は原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことというものが明確にあるんですが、加工の事業にはその許可基準が平和目的以外に利用されるおそれがないことという基準がなぜないのかという質問でございまして。8ページの方にこれに対するコメントということで、加工の事業自体が平和の目的に限定されることからこの基準の適用が法定されていないと理解していますと書いております。原子炉等規制法で原子炉の燃料として使用できる形状にするために加工を行うということですので、原子炉の燃料を使うということからこういう法体系ができ上がっているという説明であります。

8ページ、9ページでございまして、9ページのところは真ん中辺にこの意見に対するコメントで、累積受払間差異と書いてございまして、これはプルトニウムとかウランの計量管理を行うときに計測誤差や、いろいろな資機材についている核燃料など誤差的なものが要因になって受払間の差異という形で出ます。これについては保障措置活動については計量管理がすべてであると、それ以外に査察等があるわけでありまして、そういう誤解が生じないようにするということと。計量に対しては少なからず差異が生じる可能性は否定できないが、そういう可能性が予想される場合はIAEAに迅速に報告し、明確な結論が導かれているように心がけていきたいという規制当局のコメントを書いてございます。

次のページ、10ページ、それから11ページは表現の明確化でございます。

12ページに、⑰と書いているところがございますが、これはMOX燃料がプルトニウム単体と違って核兵器になりづらい、核不拡散性にすぐれているのか疑わしいと思っ
ているという指摘について、その中段の方に日米交渉でも日本の再処理工場は混合転換をする、これによって核拡散の抵抗性が増すということで米国と協議をして同意を得たという事実を書いた上で、さらにと網かけ部分に書いていますが、米国と今協力してございますGNEP、グローバルニュークリアエナジーパートナーシップのトラック1という米国との主に研究協力の案件でございますが、その再処理技術の協力では製品がMOX燃料であるという要件があり、MOXがプルトニウム単体よりは核不拡散性に優れているという判断に基づくものですということが書いております。

しかしながら、一方書いておりますのは、そのMOX燃料が仮にプルトニウムに比べて核不拡散性に優れているとしても、規制はプルトニウムと同じように厳しく厳格に行われていますという説明を書いている部分でございます。

3. 1. 4の評価は変更ございません。

それから、次に3. 2で国内関係者間の意識共有の国民への情報発信の項でございます。最初の大綱の基本的な考え方、それから関係行政庁の取組状況については変更ございません。

14ページから部会などにおける議論が書いてございます。下の方でございますが、意見として「例えば」の後ですけれども、原子炉級のプルトニウムは核兵器の製造には適さないという政府の国会答弁、これは一般国民に原子炉級のプルトニウムは核兵器には決して使うことができないという誤解を与えないかという意見に対して、コメントとして、委員会としては当該国会答弁の内容が必ずしも一般国民に誤解を与えるものとは考えていませんと言った上で、ただし政府や事業者はこのような説明を行う際に誤解を与えることがないように周到に配慮すべきだと記載し、なお、我が国においては使用済燃料に含まれるプルトニウムも含めて軍事目的への転用を防ぐ観点からさまざまな措置が講じられていますということを記載してございます。

次に15ページの下の方でございますが、原子力委員会としても声明の公表などを行っているけれども、情報の発信について一層工夫しなさいということに対しては、下の網かけの部分ですが、ウェブサイトにも速やかに掲載しているけれども、なお一層工夫する必要があると考えていますということを記載させていただいております。

また、16ページについてでございますが、これは核不拡散について事業者の観点からど

う考えるかということのコメントのところであります。経営トップが安全憲章を定めて、職場の隅々までそのリーダーシップが行き渡るようにということなどを記載してございます。

さらに17ページのところですが、網かけの部分、情報発信は単発でなく、現状がわかるように工夫すべきではないかというご意見を新たに加えてございます。

以上を踏まえまして、この部分の全体の評価ですけれども、この下線部のところ、経営のトップが核不拡散の担保としての保障措置活動の重要性の認識などを関係者の間で共有するとともに、人材育成に係る教育訓練において適切な核不拡散教育を実施しというのを加えています。

最後に、原子力委員会自身も自ら核不拡散の取組について迅速的確に発信していくべきですということで自分に対しても厳しく指摘しているということです。

13ページから3.3、国際社会に対する発信が始まってございます。この基本的考え方、それから18ページの関係行政機関の主要な取組状況、さらに部会等の議論については変更ございません。

20ページ、評価も変更ございません。

この一番下のところ、プルトニウム利用に関する透明性の確保の部分でございます。21ページから大綱の基本的考え方、取組状況、それから「ご意見を聴く会」の議論については変更ございません。

22ページの⑤で新たに加えた部分ですが、プルトニウムは海外から緊急に調達できないものであることを踏まえ、プルトニウムの適切な在庫を有していることが重要であると。したがって、そのプルトニウムをきちんと利用する計画があることが明確であり、その在庫の管理も含めて国内外への説明を定期的に行うことが必要であって、それがプルトニウム利用計画を公表することとした所以ではないかというわかりやすい解説を加えてございます。

その下に評価がございしますが、プルトニウム管理状況、利用の計画に対する透明性を確保することは重要だとした上で、それぞれについて改良すべき点は何かを精査して、適宜適切な改良・改善を実施していくべきですということです。これはプルトニウム管理状況かなりわかりやすく毎年毎年してはいるのですが、さらにわかりやすくするようにという指摘をしてございます。

次に、23ページから、ここから追加した検討項目でございます。核不拡散にかかわる事項を書いてございます。3.5.1が大綱の基本的考え方を示しております。①で国際的な不拡散体制の一層の強化、②でCTBTの早期発効とカットオフ条約FMCTの早期交渉開

始、③で包括的保障措置協定フルスコープのセーフガードと追加議定書の締結の話。④で原子力供給国グループNSGの輸出管理に関する議論への積極的な参加。⑤で「拡散に対する安全保障構想（PSI）」への積極的参加。⑥で不拡散と平和利用の両立を目指す観点からの国際約束・規範の遵守と国際的な共通認識の醸成と国際社会への協力の取組について大綱は記載しているところでございます。

3. 5. 2について、まず外務省からの主な取組ということで、②では核軍縮の促進に向けましては、核廃絶決議を毎年国連総会に提出していること。また、CTBTの早期発効を目指して高いレベルで働きかけを行っていること。さらにカットオフ条約の早期交渉開始を目指した働きかけを行っていることを記載しています。

③は2005年のNPT運用会議で具体的提案を提出したこと、NPT未加盟国に対する不拡散、核軍縮への努力要請を記載しております。

④はNSGにおける議論に積極的に参加していることを記載しております。

⑤が平和利用に限定した包括的な二国間協定を各国及びユーラトムと締結していることを記載しております。

次に、経済産業省の取組ですが、①にNSGの輸出管理国際レジームの合意を受けて、国内許認可体制を整備し、資機材・技術の輸出管理を行っていることを記載しております。

②では、北朝鮮への対応については国連決議の履行のために北朝鮮向けの大量破壊兵器に用いられるおそれのある貨物については輸出を禁止することとしていることを記載していません。

③のアジア諸国において各国の政府・企業向けセミナーの開催や輸出管理の普及・啓発活動を行っているということをお伝えしてございます。

続いて3. 5. 3で部会における議論であります。最初の統合保障措置等の拡大に関するコメントですが、我が国は大規模な原子力活動を実施する国として初めて統合保障措置の適用を受けたわけですが、これを積極的に対外的に広報することと、統合保障措置のメリットをアピールして各国に追加議定書の締結などを促す努力を行っているというコメントを記載してございます。

25ページの⑥であります。NPT非締約国に対しても核軍縮を促進するための施策が重要ではないかという意見に対して、これに対するコメントで、こういう国に対してNPT加入のみならずCTBT署名などについても粘り強く働きかけていますとコメントを記載してございます。

⑦は国連核廃絶決議案の提出などを積極的に取り組んでいるということに記載しています。

⑧がCTBTの検証制度である国際監視制度（IMS）、これはCTBTによる核実験の監視のために地震波や大気中の放射性物質を観測するモニタリング施設、日本でも幾つか設置運用しておりますが、そのシステムの整備完了した場合には運用が不可能になることはないのかという意見です。それから、米国が今度共和党から民主党へ政権交代した場合に、批准に向けた取組を開始する可能性はあるのかというご意見に対して、コメントとしてはこの監視施設は条約発効まで暫定運用が継続されることになるという外務省からの回答を記載しています。また、米国の政権交代によるCTBT立場変化は予測不可能ですが、日本政府としてはCTBT早期発効に向けた働きかけを行っていく立場に変わりはないと記載しております。

⑨が二国間原子力協定を締結する際の判断はどのような基準でなされているのか、また我が国の原子力関連技術移転について厳格な条件を課しているという意味はどのようなものかという質問であります。それに対する回答ですが、二国間原子力協定の締結は、相手国との間で大量かつ長期間継続的に核燃料物質とか原子力関連の資機材の輸出入などの移転が行われる場合にあっては協定の必要性を検討することにしていきますと書いてございます。それから、先ほどの質問の厳しい条件を課しているということについては、NSGガイドラインに沿った輸出管理については、仮に相手国、移転先国が核兵器国であっても移転先政府にガイドラインに準じた形で個別に保証を取り付けるという形をとっていますという説明を記載しています。

⑩であります、韓国への原子力協定の内容には濃縮・再処理のような機微技術分野での協力は含まれているかという質問に対して、これは機微技術分野での協力は行われていませんとの回答です。

⑪ですが、核拡散を水際で防止するための海上阻止行動などのPSI活動に関連した法制度の整備も進めるべきではないかというご指摘です。これに対するコメントとして、我が国法制度上洋上で大量破壊兵器関連物資を運搬していてもそれ自体が直ちに犯罪になるとは言えないということです。実際には輸出入に伴う外為法に対する違反による取り締まりの対象となるのは港湾や税関の差し押さえが現実的な取組と考えられますという回答でございます。

⑫ですが、大量破壊兵器の防止に直結したSUA条約、海洋航行不法行為防止条約の改正が行われたが、この改正条約に対する我が国の批准の見通しはどうかということでございます。まずこの改正議定書の採択は国際社会が一致団結して対テロや不拡散に取り組むという

姿勢を示すもので有意義だとしたうえで、現在必要な検討を鋭意進めていますという回答でございます。

⑬ですが、輸出管理の取組の情報発信を強化していく必要があるのではないかとということですが、これはNSGなどの輸出管理についてであります。ここでは合意された品目にかかわる輸出規制、リストによる規制と、リスト規制対象品以外についてもキャッチオール規制を行っており、これらについては各地における説明会、ホームページで普及を行っておりますが、今後も広報に力を入れていきますという回答です。

⑭ですが、キャッチオール規制についてはIT関連ソフトなどを含めると膨大な範囲を規制することになりますが、運用上の適用範囲をどのように判断しているかという点です。これに対する回答は、用途や需要者に関して懸念がある旨の情報を得ている場合などに限定してこのキャッチオール規制を行い無駄のない運用を行っており、さらに的確かつ負担の小さい制度運用に確保するよう努めてまいりますという回答です。

⑮は、迂回輸出をチェックするための最終使用者検証のプロセスや品物を受け取る国が再移転する場合の保証やチェック体制はどうなっているのかということです。前回も回答あったと思いますが、年間輸出許可申請件数のうち原子力関係は2千数百件で、多くを占めているのはその核物質というよりも一般の汎用品である工作機械などということです。このため、受領国から核燃料物質のような政府保証を得るケースは少なく、最終需要者から需要者誓約書を得て、これに基づいて審査をしておりますという回答でございます。

⑯は輸出管理で、不許可となる案件はどの程度あるかであります。これも前回回答あったと思いますが、概ね1%未満だということと、不許可になる前に事業者が取り下げる例もありますということです。

⑰で、イランに対して安全保障理事会の政策決議を出しつつ、平行して常任理事国を含めた国々が交渉を行っていますが、こういう二段構えの交渉は効果がないのではないかとという質問です。これに対するコメントとして、対話と圧力による交渉は有効であって、現在はイラン側が対話に応じられるような考え方になるまでの間は国連決議によって圧力をかけている段階にあると認識しますという回答をいただいております。

評価であります。国は核軍縮関連条約発行に係る対外的な働きかけなどを積極的に進め、国際会議や政府間協議において頻繁に言及するとともに、海外での核実験に対して抗議声明などを遅滞なく発表してきていますということ。一方で、NPT体制の維持・強化等々の活動を行っておりますが、これらは全体として大綱が示した基本的考え方に沿って活動が行わ

れていると判断しますという大綱に照らした判断を最初に示しております。

28ページ以降は、その上で引き続きこうした活動を継続するとともに、新たな核拡散の懸念が生じていることに対して国際社会と連携しつつ、NPT体制の尊重やこれへの復帰を慫慂すること、更なる核拡散が起らないようにするべき実効性のある核不拡散の国際的取組やルール形成に積極的に関わっていくことが重要ですという指摘をしてはいかがかと思えます。

3.6から核不拡散体制の維持・強化のための新たな提案に対する議論での参加であります。ここでは大綱に示している基本的考え方は、核不拡散体制の維持・強化のためにMNAなどの新たな提案についてはその議論に国際的な議論に積極的に参加していくべきだと大綱はしております。

3.6.2、関係行政機関等の主な取組状況であります、最初に外務省でございます。第50回IAEA総会の特別イベントで日本提案を行っていることと記載しています。②は、2005年のG8サミットの米露首脳が提唱した核テロ対抗国際イニシアチブ、これに当初より参加していると記載しています。

③はIAEAが核セキュリティ基金を設けておりますが、これに日本も拠出しているということを記載しています。

④が核セキュリティをテーマにして東京で国際会議を開催したことを記載しています。

⑤が核テロ防止条約の議論に積極的に参加し、国会でも締結の承認を得るべく作業を行っており、さらに核物質防護条約の改正については早期締結に向けての準備作業を進めているという状況を書いております

29ページの文部科学省であります、ここでGNEP「国際原子力エネルギー・パートナーシップ」、それは原子力平和利用と核不拡散の両立に関する新たな枠組であるので、これに積極的に協力を行うこととしているということを書いております。

3.6.3が部会における議論ですが、核燃料供給保証の概念では核燃料に対する通常取引国が供給を停止した場合にも需要国への燃料供給への影響が生じないようにしていくことを目的としていると記載しています。

②で、イランのように核燃料供給の保証を必要とせずに自国で核燃料サイクル技術を獲得したいという場合には、この供給保証体制では対応できないのではないかとのご指摘を書いております。

評価ではありますが、最初に大綱との関係で書いておまして、国は核燃料供給保証にかか

る議論に我が国からも提案を行うなど積極的に参加し、GNEPにも積極的に協力を行うこととしていることから、大綱が示した基本的考え方に沿って活動が行われていると判断しますと言ったうえで、指摘事項が以下書いてございます。国は今後とも新たな議論に積極的に加わるとともに、実効力のある枠組みの早期実現に向けて提案し、議論し、国際社会に貢献していくことが重要ですとしています。

また、核物質防護対策や核セキュリティを強化する新たな国際的な取組が活発化しており、我が国としても積極的な対応を行っていることとしておりますが、これは妥当なことであり、今後とも国際社会のいずこにも核物質防護上鎖の弱い部分をつくらぬよう協調していくことが必要ですと言っております。

最後に3.7、核不拡散への取組基盤の充実にに向けたナレッジマネジメント、人材の育成関連技術開発等への取組です。最初に、大綱の基本的考え方ですが、①としてプルサーマルの実施や六ヶ所再処理工場の本格稼働に当たって平和利用の堅持と国際約束・規範の遵守の重要性を再認識するとともに、国民や国際社会に明確に示していくことが重要となっていることを記載しています。

②が、軍事転用を探知するための高度な計量管理技術や転用を困難にする核拡散抵抗性のある技術開発等を推進することを記載しています。

③が基盤の強化のために人材を育成することを期待することを記載しています。

④が、国際約束・規範を遵守するとともに、国際的な共通認識の醸成に国際社会と協力して取り組んでいるということを書いていると書いてございます。

3.7.2、以下関係省庁の取組です。(1)原子力機構JAEAですが、①で、核物質管理技術の向上などを目的として、機構内に核不拡散科学技術センターを設置したことを記載しています。

②が、日本の不拡散への取組・対応を取りまとめて、ベストプラクティスとして「日本型モデル」を世界規定、普及を図ることとするを記載しています。

③がアジアにおいて原子力平和利用の透明性・信頼性の確保に向けた課題を抽出し、例えば遠隔監視技術やインターネットによる情報の提供などによってアジアにおける協力のあり方に関する具体的提言を行うことを記載しています。

④がアジア、東欧、太平洋地域においてSSACという計量管理に関するトレーニングコースを開催していることを記載しています

31ページ、外務省であります。外務省には同じくシンクタンクとして国際問題研究所

に軍縮・不拡散促進センターを設置し、軍縮施策の実施体制などについて意見交換をしております。また、軍縮核不拡散講座を定期的で開催し、教育の推進に務めている。CTBTの国内運用体制の整備を行っているとしております。

②が教育等の関係ですが、国連軍縮フェローシップによる若手外交官招聘、それからNP T運用検討会議の軍縮不拡散教育に関する作業文書の提出など、軍縮不拡散教育を推進しているとしております。

部会における意見ですが、最初に①で、我が国がモデル国家としてリーダーシップを執り、国際標準を獲得するべく努力を行うべきであり、そのための技術基盤を強化して国際標準を積極的に提案するという意見です。これに対するコメントとして、原子力学会で計量保障措置分析の品質保証体系の確立などを目的として、学会の下に専門委員会を設置し、技術基準の策定などについて検討を行っているとしておりますと記載しています。

②が核不拡散対応のベストプラクティスとして日本型モデルが世界に普及するというが、これは国によってさまざまな対応が必要であり、また状況が全く異なるということを考えて、どういうものが現実的、効果的なものになるのかという検討が必要ではないかということでございます。これに対するコメントとして、国による違いを十分に踏まえて検討を行っていくとしてございます。これは前回もいろいろご議論あった点ですので、またご意見があらうかと思えます。

次に32ページ、③が人材育成について大学間の連携を行っていくべきではないかという意見に対して、原子力機構からのコメントで、今東大との連携に取り組んでおりますが、他大学からのニーズもあれば検討を進めますということでした。

④はIAEAの重要ポストを得るために、適切な人材運用を検討すべきではないかという点です。ここは同じくJAEA機構内において人材交流について積極的にローテーションなどを考えて推進してまいりますという回答です。

⑤が、リモートセンシングや非立会検認装置といった査察の効率化のための研究開発が行われているということです。それから、統合保障措置についてランダム査察によって査察回数が減少しているけれども、更なる効率化、特に査察をする側よりも受ける側の負担が必ずしも軽減していないということを踏まえて、その軽減化の取組を引き続き行う必要があるという指摘をしております。

以上を踏まえまして33ページに評価が書いてあります。まず大綱に照らしての判断ですが、核物質管理技術向上や国際的な不拡散体制の取組の強化等々を行っておいて、我が国の

こういう活動は原子力政策大綱が示した基本的考え方と整合していると判断しますとしております。そのうえで以下指摘をさせていただきます。

最初の指摘が、我が国は世界の中のモデル国家としてリーダーシップをとり、「国際標準を獲得する努力を行うには」と書いてありますが、努力を行うというのはちょっとワープロミスですので、「努力を行う」というのを取っていただければと思いますが。国際標準を獲得するには原子力の分野において産学が連携して我が国の基盤強化を目指すべきと記載しています。

人材についても大学間の更なる連携等有効な人材育成の方法を検討するとともに、IAEAの国際機関において我が国の人材が重要ポストに配置されるよう人材ローテーションを工夫する必要がありますと書いてあります。

その次の「このため」というのもワープロミスですので、消していただきたいと思います。

核不拡散に資する技術開発についてですが、保障措置技術の研究開発を着実にを行い、不断に見直していく必要がありますということ。さらに、研究機関、研究者、学会等は研究開発課題を精査し、研究費を獲得しこれを推進していくこと。専門家育成など研究基盤を整備すること。国内の事業者に対する技術支援などの協力体制を構築することに努力すべきですと記載しています。

これらを通じて得られた成果は広く国際社会に公開し、国際的な標準として採用されるよう努力することも重要であるというように評価させていただきます。

最後、35ページがまとめでございます。まとめの一番上の網線の部分でございます。これは現在の政策大綱が示したところは妥当であるかどうかということを書いているところです。最初の一文は、当部会は政策大綱に示した基本的考え方に沿って我が国の各種の活動が進められていると判断すると書いております。

また、関係機関の今後の方針の取組についても大綱の基本的な考え方に整合性がある形であると判断しますと書いてございます。

現状、それから今後の方針ともに大綱と整合した形で関係機関が取り組んでいるとしたうえで、さらに上記に加えまして、大綱策定以降の状況の変化や関係者からの意見聴取なども踏まえ、当部会で議論した結果、最後の判断として原子力の平和利用の担保及び核不拡散の維持・強化に対する基本的な考え方としては原子力政策大綱が示したことは妥当であると判断しますと最初のパラグラフで書いてございます。

2番目のパラグラフでは、特に今後の取組に関して分野毎に以下のような指摘をしたので、

関係者はこれに留意して取組を強化していくことが必要ですと指摘しています。

(1) から (7) まで書いてございます。これは先ほどの各分野というか各項目ごとに評価が出ておりますが、その評価の方向性が大綱に照らしてどうですかということが書いてあって、特にこういうことをしなさいと書いておりますが、この指摘事項の部分をそのままカットアンドペーストで抜き出しているような形にしております。

(7) の下に、37 ページでありますが、今後の話を書いてございます。当部会としては今回の平和利用の担保、核不拡散に関する評価に続き、他の領域についても逐次行ってまいります。

38 ページに、さらに評価全体完了した後は、大綱に示された基本的考え方がなお妥当性を有するか、大綱を見直す必要があるかどうかの検討を行うことにしております、ということと結んでおります。

以上、質問への回答と合わせて報告書についてご説明いたしました。

(近藤部会長) はい、ありがとうございます。3.6 はちょっと議論が薄すぎるという気がしますが、全体としては事務局がだいぶ頑張って資料としては形ができてきたかと思えます。まずは、今回、新しく用意された3.5、6、7の各節についてご審議いただけるとありがたいなと思えますが、よろしゅうございましょうか。

そういたしますと、まず、3.5、28 ページの上までの部分についてご意見を頂戴したいと思えます。よろしくお願ひします。

浅田委員。

(浅田 (正) 委員) 細かな誤植等はよろしいですか。それを外して内容のみでよろしいですか。

(近藤部会長) 内容で。

(浅田 (正) 委員) まず、25 ページの⑧ですが、CTBT の国際監視制度について、若干趣旨が違うところがあります。現在の文章では「CTBT の検証制度である国際監視制度の暫定運用には否定的な立場の国がある」といふうに書いてありますが、暫定運用自体は準備委員会の設立文書で明記されていますので、これに反対することはできません。暫定運用の目的は検証制度の整備にあるのであって、検証そのものではないというそういう意見の国がありますので、その点をお聞きした次第です。ですから、そのあたりはちょっと文章を直していただいた方がいいと思えます。

(近藤部会長) これはたしか中国か何かの。

(浅田 (正) 委員) そうですね。

それから、26ページですけれども、追加的なコメントも可能ですか。

(近藤部会長) いいですよ、どうぞ。

(浅田(正)委員) それでは、26ページの⑨の末尾の日本の二国間原子力協定についてのパラグラフで、核兵器国と二国間協定を結ぶ場合ですけれども、これも「ガイドラインに準じた形で」というふうに書いてありますが、細かくいえば若干違うのではないかと思います。

27ページの⑭のところですが、日本のキャッチオール制度というのは、拡散の疑義がある情報が入った場合には許可申請せよという趣旨の制度だったと思いますが、諸外国もそういう対応でやっているのかどうかと言う点をお聞きしたいと思います。

といいますのは、キャッチオール制度というのはガイドライン自体に規定されておりまして、日本が独自にやっているというのではなく、いわば国際的な制度、対応ですから、諸外国では具体的にどのように対応しているのかを知りたく思います。

27ページの評価のところですが、これはいつも気になるんですけれども、核実験等に抗議声明を出しているという指摘で終わっています。しかし、いわゆるペーパープロテストというのであれば余り意味がないとも言えます。そういう批判に対してはどのように応えられるのか、お聞きしたいと思います。

27ページの下から3行目のところですが、「大量破壊兵器の拡散防止のための国際的な取組」というところが抽象的で何のことを指しているのかが少しわかりにくいと思います。これはP S Iとか安保理決議1540などを念頭に置いておられるのではないかと思います。そうであれば、そういうものを例示された方がよいと思います。

28ページの上のところですが、これは少し細かいですけれども、北朝鮮とイランの問題点が指摘されている上から4行目で、「NPT体制の尊重やこれへの復帰を慫慂する」と書かれています。NPT体制の尊重というのはイランとの関係だと思えますし、NPTへの復帰というのは北朝鮮のことだと思えますが、日本政府の立場は、北朝鮮はNPTから脱退していない、あるいは手続的に疑義があるという立場ですので、そのような立場と整合性のとれた記述にすべきだと思います。

この辺りの全般的な問題点として、米印合意が全く触れられていないという点が気になります。扱いが難しいというのはわかりますが、全く触れられていないとかえって奇異な感じがします。例えば現在検討中であるとかそういった表現でよいと思いますので、何らかの形で言及する必要があるのではないかという気がいたしました。

ついでながら、28ページの3.6のところですが、新しい取組のところ、例えば核物

質防護条約の改正などが入っていますけれども、S U A条約の改正も新しい取組の一つではないかと思います。

(近藤部会長) ありがとうございます。

C T B Tに係る事実関係は整理させていただきます。それから、二国間協定におけるガイドラインの準用の話はどなたがされたのかな。小溝さん、よろしいですか。

(小溝室長) 今の26ページのNSGガイドラインの準用の話で、これはうちと隣の課と両方関係しているんですが。簡単に申し上げますと、NSGのガイドラインは厳密に言えば対象は非核兵器国のみであって、核兵器国は対象になっていない。という意味で準用する、適用にはなりませんので準用するというのが1点。

それから、もう1点、さらに細かい点になりますが、もう1点は保障措置のところについて、非核兵器国についてはN P Tの包括的保障措置が要件になっておりますけれども、核兵器国に適用のある保障措置はボランタリーサブミッション協定ですので、これに置き換えている。この点を指摘しておけばこの答えになると思います。

(近藤部会長) どうぞ。

(浅田(正)委員) 核兵器国との二国間原子力協定では、細かいことはわかりませんが、例えば日本が何らかの資機材を輸出するとして、当該資機材そのものに対して必ず保障措置が適用されるかということ、必ずしもそのようにはなっていないのではないかと思います。その辺りについて教えていただければ幸いです。

(小溝室長) 余り技術的なことに立ち入らないでお答えいたしますが、今申し上げましたように、核兵器国の場合にN P Tの体制下における保障措置のシステムが非核兵器国とは違うところからの差異がございます。それらを反映させて二国間協定というのはできています。

(近藤部会長) ここで準じたとしてあるのは、ユニバーサルルールというふうに読めるけれども必ずしもユニバーサルに適用しているのではないのではないかとというのが、浅田委員の確認されたことではないかと思いますが。これをケースバイケースとするのは外務省が困るでしょうね。私は、そこまで極端じゃないけれども、他方で条約をつくるときの時代環境を踏まえつつの世界があるので、細かくは差が無いとは言えないと。けれども、なるべくガイドラインに準じてということじゃないかと思っているんですけども。

どうぞ。

(小溝室長) この26ページの記述はNSGのガイドラインによる個々の移転の話を書いてご

ざいまして、個々の移転の話については核兵器国であっても基本的には同じ基準に従ってやっていくということです。

一方、二国間原子力協定上の平和利用担保の規定がどうかという点については、非常にテクニカルになりますけれども、細かい文言については当然1から10まで全部同じというわけではないですけれども、そこは大きく言うと非核兵器国がNPT上の包括的保障措置に基づいてやるというのに対して核兵器国についてはボランタリーサブミッションであるというところの違い、ここが核兵器国との二国間協定には反映されているということだと思います。

(近藤部会長) はい。今の点ですか。鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員) 非核保有国ではあるんですけども、最近カザフスタンに協力をすることで日本独自の条件を出したというふうに聞いているんですが、その辺はいかがでしょう。

(小溝室長) これは日本独自ということでは必ずしもございません。主要国は平和利用のために様々工夫しています。カザフスタンとベトナムについては、最近我が国との間で首脳会談がございました。カザフスタンについては我が国のウラン資源確保の観点からの重要性もあって小泉総理が去年カザフスタンに行きましたときに、共同声明に加えて原子力の平和利用の協力に関する覚書に署名しました。

その中で二国間のさまざまな協力がうたわれると同時に、原子力の平和利用の分野での協力に関して、核不拡散、核物質防護及び核物質の計量管理体制ですね、こういうようなものが非常に大事であるということを双方が認識したうえで、このような基盤整備ですね、基盤整備は単に技術面だけではなくて不拡散のコミットメントとか核セキュリティも全部含んだ基盤整備。この基盤整備が、カザフスタンと日本の両国にとって十分できているというふうに判断された場合には、二国間の原子力協定を結ぶための交渉を始める用意があるというふうにしています。上乘せの義務を課したというよりは、二国間協定という、言い方は悪いですが、紙を結ぶだけで済むわけではなくて、円滑な協力を行いうる基盤があることを確認した上で協定を結ぶという考え方です。特にカザフスタンは旧ソ連の中にあって、かつては核兵器に関する活動がございましたから、そういう意味からいってもきちんとそういうところをクリアしてから協力することが重要と考えているわけです。

なおかつ我々がやりましたのは単に相手がよくあるのを待つだけではなくて、基盤整備の強化も協力しています。実は技術協力を90年代から始めているんですが、小泉総理訪問後にも去年の12月に技術協力のプロジェクトファイディングミッション的なものを派遣い

たしまして、その結果かなり有望な案件ができてきましたので、取り上げて協力する予定です。こういうような技術協力をしながら我々として相手国が十分に二国間の協力を行っても国際的にも日本の目から見ても平和利用に徹していけるんだとなったところで協定交渉をしようというアプローチをとっております。

ベトナムも基本的には同じようなアプローチをとっています。

(鈴木委員) ちょっと確認をさせて頂いてよろしいですか。

(近藤部会長) はい。

(鈴木委員) 追加議定書の批准というのは条件に入っていますか。

(小溝室長) ベトナムとの共同声明には明示的に書いてあります。たしかカザフスタンの方、ちょっと記憶で言っていますけれども、明示的には書いてないと思いますけれども、交渉の過程で日本が主張し、それは重要であるということが共通認識になっています。それを受けまして、カザフスタンは追加議定書の締結手続を加速しまして、下院、上院を既に通しました。現在大統領のところまで上がっていると聞いています。このような我が国の外交努力が着実に実を結んでいるというふうに考えています。

(近藤部会長) それでは、また、浅田委員の問題提起に戻って、P S Iに加えて安保理決議1540を書き込むべしという提案、これはそのようにさせていただくことでよろしゅうございますね。

それから、28ページの上の方、これらの復帰の懲慥という記述は、正確に、S Gの受入と、我が国政府の言っているところを正確に記載することにしましょう。

米印合意に関する記述が何もないというのはどうかという問題提起については、私どもは大事なことだと思っていて、平行して国際問題懇談会をそろそろ再開したいと思っていて、頭がそっちにいていました。少なくとも原子力委員会として懇談会を運営しているとするにはできると思います。プラスアルファどこまで書くかについては考えさせてください。国会でのやりとりもあるので、それに言及することもあるべしとは思うんですけども。何か、小溝さん、コメントありますか。

それから、核物質防護条約以外にもその動向をここに記載したらとのご提案、それはそうですね。

(小溝室長) この点につきましては確かにS U A条約というのも対象ですが、現実的なアクションという観点から言いますと、ここに書いてある2つ、つまり核物質防護条約の改定と核テロ防止条約は国内作業がかなり進んでいます。核テロ防止条約についてはまさに今、国会

に提出するための根回ししている最中です。それと比べるとSUA条約はまだ検討の状況が相当初歩的なものですから、並べて書くとちょっと誤解があるだろうということで2つだけにしていると思います。

(近藤部会長) それからもう一つ、核実験に対してペーパープロテストではねとされたところ、原子力委員会は執行機関ではないですから、ほえるだけが仕事。ですから、原子力委員会の対応としてはそれでいいと思うんですけども、我が国政府としては、制裁の問題を書くかとか、少し工夫してみます。

はい、ありがとうございました。ほかに。

(秋山主任研究員) 私からよろしいですか。

(近藤部会長) はい、どうぞ。

(秋山主任研究員) まず最初に、国連安保理決議1540の扱いなんですが、安保理で全会一致で採択されたということはそれなりに国際的に重みがあると思いますので、しかるべく書きぶりをというところ、多少重みを持たせた方がよいのではないかというふうな感想を持ちました。

部会長、これはどこまでお話を、3.6の方に進んでよろしい、それとも3.5までで。

(近藤部会長) 今一応3.5で。

(秋山主任研究員) はい、わかりました。

細かい話なんですけど、26ページのPSIの活動のところのこの意見に対するコメントというところで、我が国の国際法上「洋上で」とありますけれども、ここはそんな厳密に言わなくてもいいのかもしれないですけども、ここは領海なのか公海なのかというところは伺っておきたいと思います。

(近藤部会長) はい。

(秋山主任研究員) 以上でございます。

(近藤部会長) はい、後者の点、そこは記述をその水準で記載することでいいですね。それから、最初の方は重みのある表現に工夫するということがいいですか。

(秋山主任研究員) はい。

(近藤部会長) ほかに。どうぞ、伊藤委員。

(伊藤委員) 3.5でというお話だったんですが、性格上3.6にもちょっと絡んでしまうんですが。核テロとニュークリアセキュリティの話なんですけど、これについてもともと政策大綱の方は核テロとかニュークリアセキュリティ、こちらの方は言葉としては出てきてい

ないんですが、この評価の中では確かにいろいろ議論はなされていると。キャッチオール規制ありNSGありあるいはPSIありと。いろいろそういう中でこの質疑の中でもいろいろされておるんですが。まずやはりこここのところを政策大綱の中で取り上げる必要があるのかどうかというのが第1点と。

それから、2つ目は、今の核テロとニュークリアセキュリティ、これに対して議論が十分されてきたかどうか。一応取組としては網羅的に全部、一応限定的にはもう出てきているんだけれども、その効果はどうだったんだろうかという評価が果たしてできているんだろうかという問題。例の北朝鮮のミサイルは90%日本の民生用技術だというような報道がたしか何年前になされた記憶があるんですが。

そういう今例えば核テロあるいは核不拡散あるいはそういう技術の拡散、物質の拡散というふうに考えると、かなり文民の今技術、文民両用技術というのが非常に広範に出回っていると。そういう中で日本の持っている民生用技術というのは極めて核に転用されるポテンシャルの高いものがたくさんある。そういうものに対して本当に効果的に日本がちゃんとやっているのかどうか、こういう議論もやはりちゃんとしておく必要があるのではないだろうかということ。

では、どういう物差しではかるんだろう、一応こういう政策大綱では努力すべし、期待すべし、あるいはどういう活動をすべしとこういうふうに書いてあるんですが、確かにどの効果をねらってやるべしとは書いてないんだけど、しかしねらっているところはその国際的な模範となるべしという精神が貫かれていると思うんですが。そういったときに、じゃあ、どういう物差しを当てて評価すればいいのかという確かに難しい問題はあるんですが。そういう行動をやっています、努力を継続していますというだけでなく、やはり特に国際的にやはり大きな最近どんどん大きな問題になってくる核テロあるいはIAEAのニュークリアセキュリティと核物質防護と非常に広い内容のもの、概念も今もうそういうことで国際的に動いてるという中で、その辺の評価というのを議論がちゃんとやられているのかどうかということはこの際評価をする際にきちっと整理をしておく必要があるんじゃないでしょうか。

この2点です。

(近藤部会長) はい、何か。今の点について。

内藤さん。

(内藤専務理事) 核セキュリティについて政策大綱が触れてないというのは多分正しい評価じゃないと思います。例えば15ページに核物質及び放射線源セキュリティ、以下「核セキュ

リティ」と言うというふうに定義してますように、この議論したときにちゃんと核セキュリティということは意識して議論しているかと思います。

(近藤部会長) はい。私どももそういう認識で、このことを取り上げる案にしている次第です。

(伊藤委員) そうですね、失礼しました。これ出てますね。ちょっと見過ぎました。

(近藤部会長) 後者はどうですか。はい、田中委員。

(田中(亨)委員) 浅田委員、伊藤委員のコメントに関係するんですけども、私メーカーとして海外に随分長くいたんですけども、その関係から言いまして、この14番と15番のキャッチオール規制とそれから輸出チェックということに関して、この説明で日本サイドの負担の小さい制度運用を確保しているとか何かちょっと違う感じのコメントが書いてあるの。実は私は海外のもっと厳しい中で輸出関連結構ややこしかったんですけども、これに関して何か非常に受け身的なチェックの仕方が、何か相手の臭いところに出す臭いものに対してだけちょっとチェックするというような感じがあったので。先ほども浅田委員のご質問の外でどうしているんだというようなところ、非常に私は興味があるなと思っています。

以上です。

(近藤部会長) そうか、キャッチオール制度のあり方として記載されているところについて浅田さんからご意見があったところについての返しを伺わないままにしてありましたね。いま、田中さんからこの点について、経験を踏まえたコメントがありましたけれども、経済産業省で何か返しありますか。

(黒木参事官) きょうはちょっと担当課がいないです。

(近藤部会長) いないか。それじゃあ、ここについてはそういう議論があったことを踏まえて担当課に伝えて明確化するなり、今後の課題を整理するなりしましょう。

はい、鈴木さん。

(鈴木委員) 同じ今の追加なんですけれども、ここの15番のところですね、迂回輸出の件は現実に新聞報道でも香港経由、タイ経由、それからマレーシア経由の例が挙がっていますので、そういうケースがあったということを書いていただいて。香港経由のケースの場合とはめられる、うまくとめた。それ以外のときは失敗してしまったというか。

その原因の一つは深刻なのはカーンのネットワークの一因かもしれないということが今調査中ということだと思いますので。やはりそこは伊藤委員のご指摘のように、原子力委員会としても平和利用担保の中の一つに迂回輸出の管理も含めた日本の技術が外に漏れない仕組みを強化する必要があるというような表現があってもいいかなというふうに思います。

(近藤部会長) はい。ここは浅田委員、伊藤委員、そしてただいまの鈴木委員の問題提起を踏まえて、事実関係と今後の課題について適切な書き込みを行うことにいたします。

ありがとうございました。ほかに。

それでは、よろしければ次、3. 6. 6についてはいかがでしょうか。

秋山さん。

(秋山主任研究員) まず細かいところからなんですけれども、3. 6. 2の④なんですけれども、これは2005年ではなくて2006年ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

(小溝室長) そうですね。

(秋山主任研究員) それから、3. 6. 3です、イランのところですけども。イランのように核燃料供給の保証は必要とせずに核燃料サイクル技術を獲得したいといった場合は、核燃料供給体制では対応できないのではないかといった場合に。この部分、イランのことバックグラウンドでみんなわかっているからいいのかもしれないんですが、これだけ読んでみると何でこれでは対応できないのか、よくないのかというのがよくわからない。

つまり、ここにイランという国を明示するかどうかは別として、核兵器の能力を獲得しようとする意図を持って核燃料サイクル技術を獲得したいといった場合に、それに対する対応がこの供給保証体制では不十分であるという意味だと理解しますが。そのように書かないと、例えば平和利用目的、ただ単に平和利用目的しか持たない場合に、その核燃料供給保証体制に参加することの是非というのは必ずしもその善悪、いい悪いという判断はまだ決着はついていないというふうに理解します。ちょっと細かい話ですけども、思いました。

それから、3. 6. 4のこの評価の部分ですけども、最後の行、「今後とも国際社会のいずこでも核物質防護上鎖の弱い部分をつくらぬよう強調していく」という、意味はわかるんですが、少し文学的にすぎないかなというふうな印象を持ちました。(笑)

(近藤部会長) はい。年号の訂正はいたします。

それから、3. 6. 3のところはこれは言いつ放しになっていますので、なにか③としてコメントを書くべきでした。今あなたから大事なコメントをいただいたと思いますので、それを採用させていただくことにします。ありがとうございました。

また、ウイークリンクという記述が文学的にすぎるとのご指摘。今後の取組について何を言うべきかなと考えて思いつかず、こんな抽象的表現にしてみました。積極的な対応を行っていくことは妥当で、今後ともそういう方向で頑張りましょうよとしたいのですが、何

かご提案があれば伺います。

どうぞ。

(秋山主任研究員) 私ご趣旨には賛同するところでありまして、つまり日本の役割としては自国が自国の体制を強化するだけではなくて、その地域あるいは国際社会全体の能力の底上げを図っていくというご趣旨だと理解いたしますので、その点に関しては賛同するところであります。

(近藤部会長) ありがとうございます。

ほかに。鈴木委員。

(鈴木委員) 国際的な核燃料サイクルの管理に関するアプローチの記述が、ここで3. 6. 2の1の1のところの提案が一つと、それから(2)の文部科学省のGNEPへの積極的な協力と、評価のところでもまたGNEPに積極的に協力となっているんですが。大綱では国際的な枠組に積極的に参加していくということで、個別に何かGNEPだけとかいうことがなかったような気がするんですが。もうちょっとユニバーサルな書き方がいいかなというのが私の印象です。

それから、日本が提案した核燃料供給登録システムに係る日本提案について、前回時間がなかったんですけども、やはりもうちょっと知らない方も多いかと思いますのでここできちっと答えて、例えばGNEPとの違いとか、ユニバーサリティをかなり強調してらっしゃるように私は感じているんですけども。それから、市場メカニズムの重要性というのをかなり強調しているような概念が入っていますので、そういう日本から発信しているユニークさというのを書かれた方がいいかなと思います。

以上です。

(近藤部会長) はい。そこは同じ思いを持ちます。そもそも大綱はMNAという新しいコンセプトとかあるいは哲学かもしれないと思うようなものが出てきて、それに対してどう取り組むかという問題提起を議論して、今後はどうも積極的に取り組むことが大切としたわけですから、それを受けて皆さまから、今後の課題として、極端な例かもしれませんが、第二再処理工場どうするんだと、多国間管理するのとかかそういうことがここで提案的に議論されてもいい。先の話だからと皆さんもあまり乗り気でないのかもしれないけれども、本当はそのこのところを議論するご発言があってしかるべきかと思っていました。

それから、もう一つこの報告書には資料はないんですよね。用語集はあるのだけれども。さまざまなコンセプトについての解説を資料にしてたたみ込んでおくということもあるのか

など。このあたりも検討してそれなりに工夫させていただきます。

ただいまのご意見に対するコメントは以上です。

ほかに。はい、浅田さん、どうぞ。

(浅田(正)委員) 3. 6の評価の部分で、先ほど秋山さんが言われたことにも関連するのですが、どうもGNEPにしてもMNAにしても、ちょっと日本の場合対応が受身な感じがするんですね。将来的に日本がルールメイキングにイニシアチブをとるといったもう少し積極的なところを出されるといいのではないかと思います。

そういう観点から見ますと、3. 5の一番最後のところに若干それに近いことが書いてありまして、「実効性のある核不拡散の国際的取組やルールの形成に積極的に関わっていくことが重要です」と書かれています。これを3. 5に残すか3. 6に回すかはともかく、いずれにしても日本型のモデルを推進していくということとも関連しますし、現在、不拡散体制とか新たな原子力の利用について過渡期にあるということからすると、この機会に日本が標準をつくらうかルールをつくらうか、そういうことにイニシアチブを発揮することが大事なのではないかと考えています。

(近藤部会長) ありがとうございます。

おっしゃるところは、そのとおりです。心持ちは3. 5. 4の評価に書いてあるところです。それが3. 6に書いてないのはおかしい。その前にそもそも3. 5と3. 6を分けなくてもいいのではないかという提案もあり得ると思うんですが、いずれにしても大事なことはこの3. 5の評価の最後にある28ページの上のパラグラフ、大綱でもその方向の考え方を打ち出しましたし、引き続きそういうことで関係者も努力しているわけですから、それを3. 6にも反映させていくことにします。

(小溝室長) せっかくですので、具体例をもう一つだけ挙げます。委員の先生方は既にご存じだと思いますけれども、原発の新規導入国がこれからふえてくる可能性はかなり高い確率であるということから、新規導入国がその導入する際にどういう基盤整備が必要かということのを少し整理しようという動きがございます。

これについても実は我々いろいろな形で主要国と意見交換してしまして、具体的なことを一つだけ言いますと、去年の12月にIAEAが新規導入国の基盤整備に関する国際会議を開きました。それはかなり多くの国が参加したんですけれども。この会議を一緒にサポートしようという提案が米国からあり、連絡を受けて非常に短い期間だったんですけれども、会議の重要性に鑑み我が国としても会議開催のために資金の拠出をしました。我が国の迅速な

対処に対し米国から感謝され、また会議では我が国もプレゼンを行いました。

というようなことで、そういうことも含めいろいろな議論に参加しております。それも一つ我々として積極的に基盤づくりに臨んでいるところでございます。

(近藤部会長) ほかに。秋山さん。

(秋山主任研究員) このルールメイキングへの参画というところで、ちょっと実は前のセッションのところで失念しておりましたことがございまして、それは2010年の運用検討会議に向けて本年より準備委員会のプロセスが始まりますけれども、我が国が本年度の準備委員会の議長国を務めるということで、新しいその提案だけではなくて既存のNPT体制の強化に向けても積極的な役割を果たしているというのを恐らく3.5のどこかで触れられた方がよろしいのではないかというふうに思います。

(近藤部会長) ありがとうございます。

小溝さんから一言いただけますか。

(小溝室長) いや、まさにそれは大事なイニシアチブ。いろいろな人がNPT運用会議に向けて準備しているのは大変心強いことです。官民一体となって。

(近藤部会長) 官民一体となると、NPOも民なら分かりますけれども、民の姿はなかなかちゃんと見えないから、民の具体例が欲しいですね、ご教示よろしくお願いします。

ありがとうございました。

そういたしますと、よろしければ3.7にまいりましょうか。ナレッジマネジメント、ちょっときざなタイトルかもしれませぬね。

松田委員、どうぞ。

(松田委員) 3.7で。

(近藤部会長) 3.7に移りましたので、いいですよ。どうぞ。

(松田委員) 3.7に「ナレッジマネジメント」という言葉があります。これは一般の人にはわかりにくいと思います。IT関連の言葉のような気がするんです。「核不拡散への取組基盤の充実に向けたナレッジマネジメント」というのは具体的にはどういうことなのか。何回も文案に目を通したのですが説明がないんですね。このキーワードを使うことが必要なのかどうかということを思いましたし。

それから、31ページ、②の一番最後のところの「現実的かつ効果的な方策、こうした観点からの検討に重点」と書いてありますが、具体的にどういうことなのか分かりにくい。具体的にどういうことを指すのかを記していただくと分かりやすくなると思います。お願いい

たします。

(近藤部会長) はい。承りました。

内藤さん。

(内藤専務理事) 今の松田委員のお話とちょっと重なる部分があると思うんですが、まず3.

7で書くべきことは何なのかという、要するに3. 7の章の目的は何なのかよくわからないんですね。それで、むしろ書いてあるようにナレッジマネジメント、要するに知識とか経験が次の世代にちゃんと引き渡されるようにということと、それからこの分野の人材の育成と関連技術開発の取組ということがこの節ですか章ですか、の課題であるとするならば、テーマであるとするならば、3. 7. 1で原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方は、ちょっとピント外れな気がするんです。①というのはむしろ、「国と事業者の平和利用の堅持と国際約束・規範の遵守の重要性を再認識するとともに」と、そこはいいんですけども、「これらを実践する姿を国民や国際社会に明確に示していくことが重要となる」というのは、むしろ情報発信の話で、ちょっとここに置くのがどうなのかなという気がいたします。

むしろ政策大綱で書かれていたのは、23ページなんですけど、2-2、平和利用の担保のところ、「また、関係者において核拡散防止に対する自らの高い意識を維持するよう不断の努力を継続し、核不拡散とそのための方針の遵守が原子力平和利用の大前提であるという我が国の基本姿勢を国民すべてが共有するように公聴・広報面の努力を行うとともに云々」と、この方がむしろ適切かなと思いましたし。

さらには、どこだったかな。いずれにしてもほかにこのテーマに沿うところがあるので、それを引用されたらどうかと思います。

それは同じことが④にもありまして、④も何となく国際的な情報発信のことが書いてあるんですね。もしそのことがこの節のテーマであるならばそれでもいいとは思いますが、精査する必要があるかなというのが1点です。

もう1点は、3. 7. 3で部会及び「ご意見を聴く会」における議論というところで、「国際標準」という言葉が使われているんですが、何をイメージされているのかなというのがよくわかりませんでした。核不拡散体制の維持・強化に関する取組について、我が国が世界の中のモデル国としてリーダーシップを執ると、そこはわかるんですけども、国際標準を獲得するといったときにそれは何を意味しているのか。国際的に認知されるという意味なのか、あるいはさらにその次に我が国の基盤技術を強化して国際標準を積極的に提案するというのは、核不拡散への取組、日本独特の取組、それが世界のモデルといえますか日本モデ

ルとして世界標準になるようにという意味であるとするならば、その次のくだりの、我が国の技術基盤を強化して国際標準を積極的に提案することは我が国の原子力産業の国際競争力強化の観点からも重要である、というのはちょっと短絡してるかなという気がいたしました。

その観点でいくと、この意見に対するコメントの答えもまたちょっとずれているんじゃないかなという気もいたしました。

以上です。

(近藤部会長) はい。ありがとうございました。まず、基本的考え方との関係ですが、核不拡散に対する取組の重要性云々はすでに前のほうで取り上げていますので、ここでは残ったことを扱うとしているつもりです。で、その記述の仕方として、まずは、①で我が国がそういう取組をしているという姿を様々に示していくことが重要であると言っているのです。その姿が見えるようにと言うことは具体的には、研究開発やんなさいよ、技術開発やんなさいよ、人材育成もしなさいよということなのですが、まずはビジビリティをあげるべしと。で、②から、研究開発、技術開発ちゃんとやりましょうと、人材もちゃんと供給しましょうと。それから、核不拡散の重要性にかんがみた連帯活動を行うべしと、ソリダリティーの観点からのアクションがあっただけじゃないとしているのです。ということで2、3、4が並んではいるんですけどもね。だから、①はちょっと別なんです。ただ、わかりにくいと言われるとそのとおりのかもしれません。大綱の記述を余りいじるわけにもいかないのですが、少し整理をさせていただきます。

それから、2つ目の問題提起は、国際標準、唐突に出てきて繋がりが分からないとおっしゃられるとそのとおりと思わないでもないのですが、これは技術開発の事例として書いてあります。これは保障措置にかかわるさまざまな技術要素に標準試料があり、実際現場でニーズがあるので、それについての技術開発努力をしましょうよということです。幾つかあればいいのかもしれませんが、とりあえずご提案をいただいたところを直裁に記述したということです。内容が不適切ということであれば削除しますが、関連が読めないということであれば、いま申し上げたような流れで書き直してみます。

ほかに。どうぞ。

(鈴木委員) 今の、たしか私の記憶では、日本で一生懸命技術開発やっているけれども、それが国際的に採用されないのではないかとか、あるいは結局海外の一番先端技術を輸入しているんじゃないかという議論があったときに、そうならないように日本がつくっているものが国際的に普及するような先端のものをつくることを目指したらどうなんだというご議論があ

ったような気がするので、素直にそう考えた方がわかりやすいんじゃないか。

(近藤部会長) 33ページの10、11にそのあたりの悩みが書いてあるんですが、関連づけができていませんね。少し整理させていただきます。

この32ページの上のJAEA内部における人材育成に関する記述も、聞いた話をそのまま採録している。でもここに書くべきは我が国としてどうするかということなので、整理が必要に思っています。

この分野の技術開発に関する悩みを申し上げれば、我が国の原子力界では六ヶ所工場の運転開始を間近にして、保障措置技術の開発のインセンティブが少し下がってきていることがある。そこをどうするかということです。つまり、GNEPではこの部分について日本に期待するという発言もあるんですけども、そもそも論として、この分野の技術開発の基盤を国として維持するべきか、どこで使うか宛て先がないまま研究開発組織を維持するほど余裕が無いのではという問題がある。

それを整理しないまま、単独の課題や期待を書き込んでいるところ、わかりにくいというより、それ以前に考え方をどうするかがはっきりしていないことに問題があるのです。で、そこについての甲論乙駁を整理して方針を打ち出すべきかとも思うのですが、この報告では前のほうでは問題があるとしつつ、後のほうではひとつの課題を取り組むべき課題として書いている。整理ができていないと言われれば、そのとおりののですが、でも、ここでいただきたいのは方針の提案なんです。それを議論しないと方針はでない、方針を議論するのが今後の課題とすることもあり得ますが、悩ましいところです。

オブザーバー席で手が上がっていますね、発言を許します。

(久野研究首席) 久野と申します。先ほど内藤委員から、3.7.3の意見に対するコメントのところ原子力学会計量保障措置分析専門委員会ではという話、これが回りと整合性が合わないという可能性がございますけれども、まさにそのとおりです。実はこの関係の問題点を洗い出してみますと、今回のちょうど3.7.1の技術開発を推進するということは、29ページの一番下の行の高度な計量管理技術や転用を困難とする技術開発水準と、これに絡みまして実は潜在的にある結構マイナーと言えマイナーですが、重要な問題としまして計量管理技術をきちんとさせていくために核物質標準というものがあります。標準なくして計量管理というのは成り立たないというイメージお持ちいただけだと思いますが、その核物質標準を議論するために、そこに書いてありますように、原子力学会に委員会を設置して活動を始めたということです。

実は参考資料に1枚紙がついておりますが、原子力学会の専門委員会にて議論となっていることの要約ですが、ちょっと大げさに問題点なんて書きすぎましたが、要するに計量保障措置分析の現状と課題ということで、ここに一つ例としてトレーサーというのが数行目に書いてあります。トレーサーという標準のうちの一つの、これが今実はちょっと欠如しかかっています。すぐさま問題になるわけではなくて六ヶ所工場がとまってしまうという問題ではありませんが、そういう標準物質という課題に取り組んでいかなければなりません。

要するに今までは海外に委託していたという状況で、我が国は残念ながらこの標準物質をつくる機構がありません。完全に海外に頼っていましたが、残念ながら輸送が非常に難しくなってきたという背景がありまして、なかなか手に入らないという状況になってきました。詳しいところは説明いたしません、こういう標準物質を国内調達していかなければだめだという意味でこういう委員会をつくりまして取り組んでいるということで、問題点というよりも今後の課題というところで開発の部分だけ書かせていただきたいというお願いでございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。これが唯一の技術開発課題であれば、これを上げる是非を議論すればいいのですが、これをここで示した趣旨は先ほど申し上げましたように、こういう問題があるんだということです。モデル国と言いながら一方でこういう問題を抱えている。できれば、この分野の今後の取組をどうすべきかを示す方向でとりまとめていきたいのですがね。

どうぞ、秋山さん。

(秋山主任研究員) 今の観点関係するんですが、もしこの意見に対するコメントというところ、これもし生かすとすると、もう一つ小溝室長のところで恐らくやっておられると思うんですけども、保障措置協定というかある国と原子力の例えば技術なり物資なりを供与するときの協定を結ぶ際に保障措置のレベルを日本が高いところを設定していると。他方、例えばほかの国がより低いレベルの保障措置でも大丈夫ということになると、それもある意味国際競争力という点では日本が不利な立場に置かれると。ですから、より不拡散に資するために競争力、保障措置のレベルの高いところを国際標準にするような努力をするといった点も関係あるのかなというふうに私これ最初に読んだときに読めましたので、その点をご配慮いただければというふうに思います。

それから、3. 7. 4の2段落目の5行目ですけれども。人材についても大学間の更なる連携等有効な人材育成を今後検討するとありますが、これは大学間というよりも大学とその

ほかの関係諸機関という意味でございましょうか。つまりこれだと大学と大学の間ということになるようなところがありますが、例えばこれはJAEAと大学であるとか、それから核管センターと大学であるとか、国問研と大学であるとか、そういうところも含まれると理解してよろしいのでしょうか。

(近藤部会長) ご発言の後半については、ここはJAEAの説明に対する質問に対する回答を記載しています。ですから、JAEAと大学の関係についての言明です。私は、おっしゃるところをご提案と受け止めたい。そういう専門的研究機関あるいは実務機関と大学の連携ということも重要であるということですね、で、ここは、ご発言を提案として書きこんで、そういうことで人材育成をしっかりとやっていくべきということを今後の方向性としていくと、そんな扱いをさせていただければと思います。

それから、SGの水準の問題についてはこれは小溝さんが回答されると思います。

(小溝室長) どうもありがとうございます。前回の議論の中で私が申し上げましたのは、きょう申し上げた新規導入国に対する基準を明確にした方がいいんじゃないかということと実は重なる話でございまして。原発をこれから新規導入していく場合、どういう基準を満たせば国際的に認知されるかということは、供給する側からも大事であると同時に、受け取る側にとってもやはり明確になった方がいいということがございますので、その辺のところをきちんとやる。

それによって、原子力利用の推進を核不拡散と両立して行うことが可能となる。実はこれは昔の話になりますけれども、原子力利用が進展した際、諸外国の中で相当そこら辺をいいかげんにやって、その結果実際に拡散が起こってしまったという例があります。原子力ルネサンスが実現しつつある現在、再びそういうことを繰り返すというのはばかげた話ですから、その辺のところをきちんとするという事は国際的な関心事項であると思います。

また日本は原子力基本法に基づいて厳格に平和利用に徹した原子力利用を行っています。国内での活動だけでなく国際協力についても同様です。平和利用の担保もなしにいいかげんにやるということは、日本の場合にはそもそも法としても国策としても許されない。そういうことから、日本は不拡散と両立する平和利用の枠組み作りに十分リーダーシップをとる立場にあるんじゃないかと考えております。そういう意味から我々としては一生懸命外交努力をしている次第です。

(近藤部会長) 私どもで整理するときには頭の中をきちっとしておきたいと思って質問しますが、秋山さんのご質問の前提条件がわかりません。セーフガードのレベルというのはIAEA

の専管事項じゃないかと思っているので、それを前提にすればご質問というかご疑問という
か出てくることにならないんじゃないかと思うのだけれども、この前提は私の誤解ですか。

(小溝室長) 秋山さんのご発言の趣旨は、厳密に日本が保障措置の基準を高くしているという
ことではなくて、むしろ国際的なプラントや原子力関連品目の移転が行われるときにどうい
うような条件で移転が行われる必要があるのかという観点から、保障措置だけじゃなくて輸
出管理や基盤整備のためのいろいろな条件等を日本が明示して、これを行っているという意
味だと解釈して先ほどの私の発言を申し上げました。そこはちょっと私勝手に解釈してお答
えしましたけれども。恐らくご質問の意味もそういうことだと思います。

(近藤部会長) そういうことですね。秋山さん、それでいいですか。

(秋山主任研究員) はい。

(近藤部会長) はい、どうもありがとうございました。

ほかに。田中委員。

(田中(俊)委員) 近藤委員長の質問の確認の意味もありますけれども、セーフガードの技術
というのは基本的には I A E A が認定してくれないと我が国が独自にいろいろやっても提案
はすることはできても、それが I A E A の方で認定されないと国際標準にはならないんじ
ゃないかと、これは間違いですか。

(小溝室長) 今の質問には現在の職責の範囲でお答えする立場にはないんですが、若干国際機
関に勤めていた時に垣間見たという観点から申し上げます。保障措置は当初は二国間でやっ
ていて、その後 I A E A の保障措置が整備されるにつれて、これが I A E A の保障措置に移
管されるようになりました。それでも、欧州では 58 年以来ユーラトムが独占的に保障措置
を行い、I A E A の保障措置を排除していたのが、N P T の下の I A E A の包括的保証措置
の制度が成立した後、70 年代後半から欧州諸国にも I A E A の保障措置が及ぶようになり、
また他の多くの国も I A E A の包括的保障措置を受け入れるようになって、I A E A の包括
的保障措置が国際標準になった。したがって、少なくとも 70 年代後半以降は I A E A の包
括的保障措置が国際標準になっています。

日本が提案する技術が何故国際標準になるかのご質問ですが、保障措置を適用する施設
というのは研究炉、発電炉、濃縮施設、再処理施設等さまざまございまして、概念的には保
障措置の手法は確立しておりますけれども、それを個々の様々な種類の施設に具体的にどう
適用するかについては技術的に解決すべき課題がたくさんあります。これを I A E A だけで
やるのは無理なので、実はさまざまな国がサポートプログラムというのをを出していて、具体

的な技術を提供するんです。これが実際機能するものであって採用し得るものであれば I A E A の標準になります。そういう I A E A の標準づくりを具体的にサポートしているものが各国の協力によって成り立っておりまして、余りよく知られていないかもしれませんが、日本はこのような支援を従来から盛んに行っています。まさに J A E A 等が相当 I A E A の具体的な保障措置の手法を技術的に提供しているということでございます。これは日本は誇ってもいいことだと思います。余り広報しないので知られていないのは残念ですが、そういうような形での国際標準への貢献というのは今までもやってきましたし、これからも積極的にやるべきだと思います。

(近藤部会長) そのことが 33 ページの⑩に書いたつもりです。J A E A がそういう、世界のどこかが行うべき技術の仕込みをやることへのインセンティブなりそれをミッションと考えていただくような環境を用意しないと、I A E A に対する貢献もその能力もまた枯れていくんじゃないかというおそれを述べているのです。

はい、鈴木委員。

(鈴木委員) ちょっと確認なんですけれども。日本が若干高めの調査費を要求して、各国がそういうことをしない場合には競争上不利だという秋山さんの話で、私それをお聞きしたときに、日本が例えばカザフとかベトナムとの関係で追加議定書を要求してますね。これは保障措置のちょっとレベル高いものというふうに理解した場合には、日本がそういう追加議定書を条件として原子力協力を行うということになると、ほかの国はそれはいらないと、どうぞどうぞというと負けてしまうと、そういう意味かなと思って。そうすると、もしそうであるとすると 3.7 はむしろ S G のかなり技術的なところの話かなというので、場所がちょっと違うかなという印象を受けたんですけれども。ちょっと感想です。

(近藤部会長) はい。書き込む場所は考えます。小溝さん、何か。

(小溝室長) せっかくですから、そういう機会をいただければいくらでも発言します(笑)。まさにそういう意味で言うと、追加議定書は N S G の世界での国際標準になっておりませんが、日本、日本だけじゃなくて幾つかの国がそれを国際標準にしようとして一生懸命普遍化の努力をしています。そうじゃない国もあります。そういう観点から確におっしゃるとおり、日本の民間業者の一部から一時外務省が頭が固くて競争の邪魔になると批判されておりました。ただ、私はそれに対する答えは、日本は非核兵器国の中で唯一核燃料サイクル全体を認められているということは日本の不拡散に対する厳格な姿勢が国際的に認知されている賜物であって、先人の努力によって築かれたこのような国際的信用を維持し、それを

徹底するためにも日本は厳しくていい。国際競争に負けないために平和利用の担保をおろそかにすれば、日本国内の核燃料サイクル活動自体が疑問視されるおそれがあります。

ただ、日本のまじめな努力が商売にマイナスにならないように外務省としては、むしろ日本のような立場が国際標準として徹底するよう最大限の外交努力をしますよと説明し、またそのように実行しています。例えば、先ほどのカザフスタンやベトナムの例では、わざわざ総理に言ってもらって入れてもらっているということで。実はそこまでやると相手国も本気になるんですね。現にカザフスタンは追加議定書の締結に向けて大きく動きましたし、それからベトナムについてはC T B Tに入りました。これは現地の日本大使の説得で動いたようです。また、ベトナムは追加議定書についても署名をし、現在批准に向けて作業中です。

ということで、我々としては後ろ向きに考えて基準を下げるんじゃないで、むしろどんどん出ていく。日本のやり方こそが国際社会のモデルとなりうるんだというふうに考えています。直接の答えになったか分かりませんが、背景説明とともに外務省の広報をさせていただきました。

(近藤部会長) ありがとうございます。

ほかにありませんか。大体議論は尽きたということですかね。

そうすると、評価のまとめをどうするかですが、そのための4章は先ほどご紹介申し上げましたように、各節の評価の部分を切り貼りして作ってあります。恐らくこの4章は一人歩きがちですから、この4の書きぶりは重要なのですが、現在のところは、各節の課題を7つにまとめて並べただけです。これらの間には重なりがあったり、あるいは矛盾するところがあったりというところがあるんじゃないかなと思いますので、チェックをお願いしてありますが、まだ終わっていません。

それから、これはいわば皆さんからの前向きな発言をどんどん取り込んだものなのですが、そう言うてはみたもののこれの実施に責任を持って頂きますとなると、書きすぎじゃないかというところもあるのかもしれない。そこについてもご検討頂きたいと思います。

それからQ&Aやディスカッションを読み込んでこういうことを課題なり方針とした方がいいんじゃないかということにお気づきでしたらぜひご指摘いただきたいというふうに思います。

ということをお願いして、4章については、既にご議論いただいたところをまとめたものということで、特にご発言が無ければ、審議は終了とさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(鈴木委員) 1点だけ。

(近藤部会長) どうぞ。

(鈴木委員) 全体を通してですけれども、例えば予算の議論を一度したことがあると思うんですが、全体の予算は適切なのかどうかという評価が結局されなかったままで終わっちゃったんですけれども。例えば今の技術開発の予算はもっとあった方がいいとか、ネットワーク拡大、透明性確保についてもとか、その議論がちょっと全体待って何かやるのかなというふうな意識があったので。

(近藤部会長) 申しわけありません。今やっけていただいていいんですけれども。

(鈴木委員) そうですか。いや、わからないですけれども。あえて言えば、全体の予算規模、平和利用担保の全体予算規模はもうちょっと拡大した方がいいんじゃないかという印象を私持っているので、そういうコメントがどこかにあった方がいいかなということなんです。

(近藤部会長) チャプターというか節というかの節に入りますかね。今の最後のところ、バスケットクローズであるから最後に入れてもいいんですけども。

(鈴木委員) あるいは、確か議論したのは最初の……

(近藤部会長) そうです、最初の方ですね。

(鈴木委員) だから、そこに入れてもいいと。

(近藤部会長) 確かにそういう議論をしながら進んできたと思いますので。あなたからいただいた頭の中に残っているのは、核不拡散にかかわる取組と予算のことでしたね。わかりました。

ほかに。

内藤専務。

(内藤専務理事) 3章までコメントを求められてなかったので発言しませんでしたけれども、新たに書き加えたところで適切でない表現のところもあるので、それは事務局に。

(近藤部会長) そういう適切でないところはぜひ事務局に具体的に指摘してください。事務局のエクスパティーズの外側にある部分もありますので、御指摘いただけると大変ありがたいと思います。

ほかに。

(発言する者なし)

(近藤部会長) はい、ありがとうございました。

そういたしますと、まずは事務局できょうのご発言を踏まえて事務局で修正作業をさせて

頂きます。あつと、すみません、無視してしまって申し訳ない。オブザーバーの方で何か発言ありますか。いいですか。

(発言する者なし)

(近藤部会長) それでは、えーと、そうした改訂版を皆様のお手元にお送りしてご意見をいただいて、経済産業省、文部科学省の皆さんにもお願いするわけですが、コメントをいただいてブラッシュアップしていき、それをパブコメに出すことにしたいと思います。で、パブコメの終わった段階で会合を開いて最終案を取りまとめることにします。

事務局、きょうのご意見を踏まえた修正案を事務局で用意するのにどのくらい時間がかかりますかね。

(黒木参事官) 1週間から10日程度いただければと思います。

(近藤部会長) そうすると、パブコメに出すのは3月中旬になりますね、そのくらいの感じで仕事をいたしますので、よろしくお願いします。

繰り返しになりますが、字句修正、こんなところおかしいよというところはなるべく早く、また、きょうのご議論にプラスするべきご議論がおありでしたら、これも修正作業に役立てることができるように、1週間以内をお願いします。よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

(近藤部会長) それから、今回は4月に入ってからと思いますが、事務局に日程をアレンジさせますのでよろしくお願いします。それでは、きょうはこれで終わりにいたします。よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

—了—